

令和2年5月8日版

志太広域事務組合郵便入札に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）が執行する郵便により行う競争入札（以下「郵便入札」という。）について、志太広域事務組合競争契約入札心得（以下「心得」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札方法の指定)

第2条 郵便入札の入札方法については、入札公告又は指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) その他必要と認める事項

(郵便入札における入札の辞退)

第3条 指名競争入札に係る入札辞退届の提出期限については、心得第24項及び第25項規定に関わらず、次条の規定による入札書の提出期限までとする。

2 前項の規定による入札辞退届は、入札者の代理人によるものは認めない。

(入札書等の郵送)

第4条 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留により開札日の前日（開札日の前日が休日（志太広域事務組合の休日を定める条例（平成2年 条例第2号）に規定する休日をいう。以下同じ。）のときは、その日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）の指定する時刻までに到着するように入札執行課宛に郵送しなければならない。

2 入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書及び入札条件の内訳書等（心得第16項の内訳書等をいう。以下同じ）（公告又は指名通知において入札書に同封すべきとされる場合に限る。）を入れた内封筒にあつては、「入札書在中」と記載して封かんし、「入札番号」「件名」「入札者の商号又は名称」「代表者職氏名」を記載し、代表者印を押印するとともに貼り付け部分を同印で割印をする。
- (3) 外封筒にあつては、前号に掲げるものを封入し、「送付先（入札執行課名等）」「入札番号」「件名」を記載し、あわせて「入札書在中」と記載するとともに、「入札者の住所」「商号又は名称」を記載し郵送するものとする。
- (4) 郵送料は、入札者の負担とする

3 郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効)

第5条 心得第23項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 前条の規定による郵送方法によらない入札
- (2) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 内封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札
- (4) 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されていないものがある入札
- (5) 1通の内封筒に複数の入札書を封入している入札

2 無効とした入札書及び内訳書等は、返却しないものとする。

(入札書の開札)

第6条 入札書の開札は、入札公告又は指名通知書で指定した日時、場所において行う。

2 入札者は、開札への立会い希望があれば、「開札立会申込書」(別紙1)を開札日前日までにFAX等で提出し、組合の確認を受け、立会うことができる。ただし、入札者が開札に立会わないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)1人以上を立会わせなければならない。

3 前項の規定により、入札者が立会う場合は、組合の確認を受けた「開札立会申込書」(別紙1)を持参し、入札会場への入場の際、提示しなければならない。また、立会人が入札者の代理人である場合は、「立会人委任状」(別紙2)を提出しなければならない。

4 立会人は、入札結果表の撮影若しくは複写をすること、又は入札結果表の写しを求めすることはできない。

(落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、令の規定により、くじ引きで落札者を決定する。なお、くじ引きの対象となる入札者が当該入札に立ち会っていない場合は、立会職員が代わりにくじを引くものとする。

(入札結果等の通知)

第8条 管理者は、入札終了後、速やかに電話又はファクス等により連絡し、契約締結に必要な事項を指示するものとする。

(再度の入札)

第9条 管理者は、郵便入札の開札において、心得第38項の規定により再度入札が必要となった場合には、郵便入札の開札日翌日以降に会場入札又は郵便入札により実施するものとする。

2 再度入札の対象となる入札者に対しては、再度入札通知書(別紙3)をファクス送信により送付するものとする。また、郵便入札において無効若しくは不落札となる入札をした者又は失格となった者に対しては、郵便入札(無効・不落札・失格)通知書(別紙4)をファクス送信により送付するものとする。

(補則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

送付先:志太広域事務組合 総務課 企画財政係(電話 054-637-9504 ファクス 054-667-0770)

別紙 1

開札立会申込書

年 月 日

(宛先) 志太広域事務組合 管理者 宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

以下の入札の開札立ち合いを希望します。

記

- 1 入札番号 第 号
- 2 件名 :
- 3 開札場所 :
- 4 開札日時 : 年 月 日 時 分

※ 上記内容を記載し、開札日前日の正午までにファクス等で送信し、必ず志太広域事務組合総務課企画財政係へ電話にて、受信の確認をしてください。

※ 立ち合いの際、「入札結果表」への署名、捺印をお願いする場合がありますため、必ず認印をご持参ください。

※組合使用欄

上記内容を確認しました。 年 月 日 志太広域事務組合 総務課 企画財政係 担当者名 :	確認者印
--	------

別紙2

立会人委任状

年 月 日

(宛先) 志太広域事務組合 管理者

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

代理人 職 氏 名 ㊟

私は、上記の者を代理人と定め、下記案件の入札開札立会人に関する一切の権限を委任します。

記

1 入札番号 第 号

2 件名 :

4 開札日時 : 年 月 日 時 分

別紙3

再度入札通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

志太広域事務組合管理者

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、別紙入札結果表のとおり、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、下記の日程で会場入札により再度入札を実施しますので通知します。

記

件 名	
再度入札の日時	年 月 日 時 分
再度入札の場所	

※新たに提出を求めない限り、内訳書の提出は不要です。

※辞退の場合は辞退届を提出してください。

※受信確認のため、下記「受領者確認欄」へ押印の上、入札執行課へFAXしてください。

入札執行課	課	受領者 確認欄	印
	TEL:	FAX:	

別紙4

郵便入札（無効・不落札・失格）通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

志太広域事務組合管理者

年 月 日に郵便入札により実施した、下記の入札について、別紙入札結果表のとおり、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあつては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、再度入札を実施しますが、貴社の入札は（無効・不落札・失格）であったため、再度入札に参加できませんのでその旨通知します。

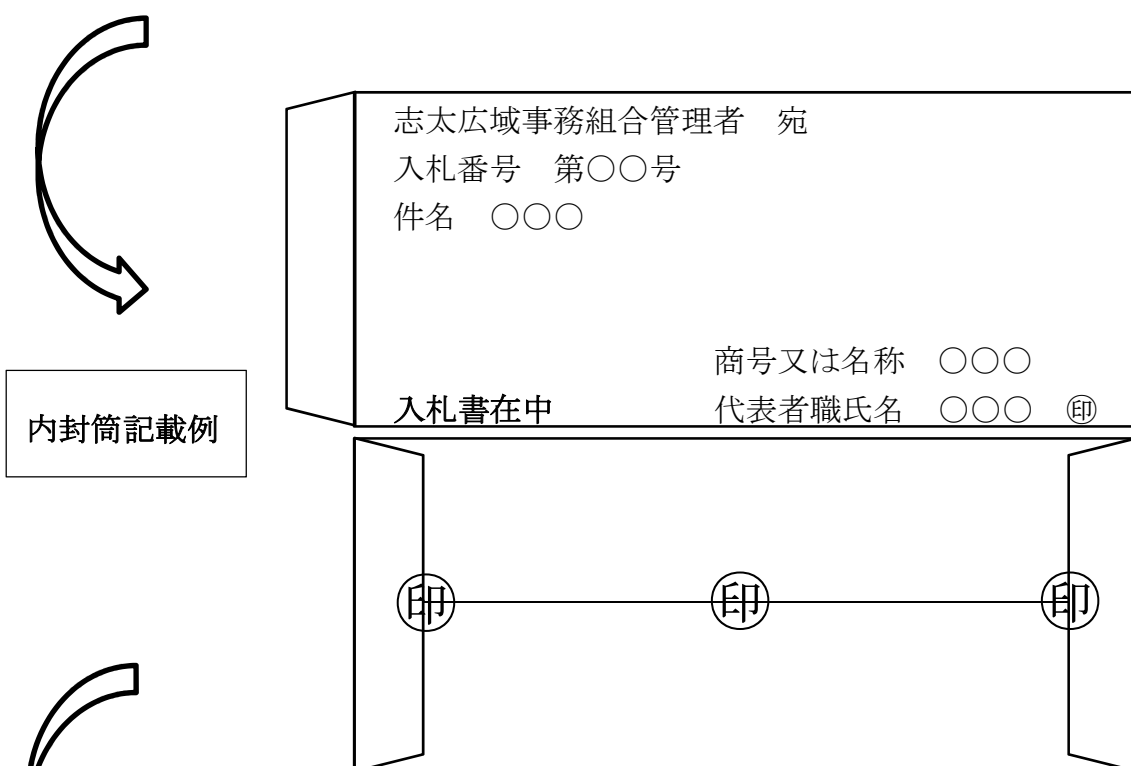
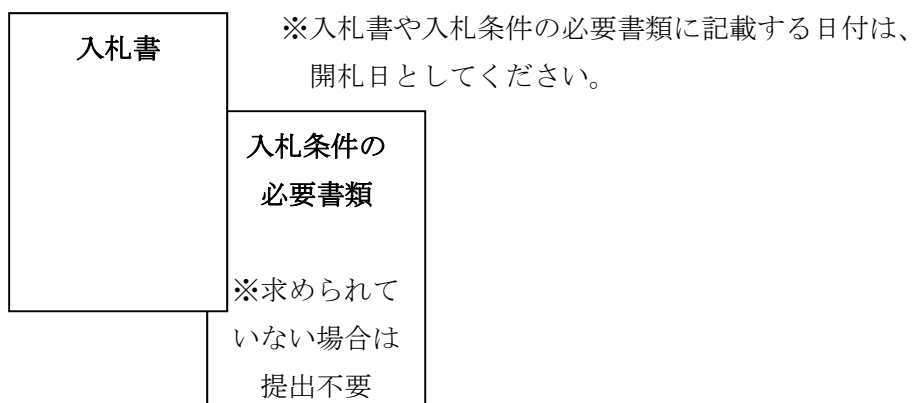
記

件 名	
入 札 結 果	無効 不落札 失格
理 由	

※受信確認のため、下記「受領者確認欄」へ押印の上、入札執行課へFAXしてください。

入札執行課	課 TEL: FAX :	受領者 確認欄	㊟
-------	-----------------	------------	---

入札書封筒の記載方法等



※ 押印は、全て代表者印

